

別表

自己点検評価の点検事項の基本的な視点・観点

事 項	基本的な視点
1. 教育の内部質保証システム	<p>1-1 教育活動を中心とした本校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p> <p>1-2 準学士課程，専攻科課程それぞれについて，卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー），教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー），入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。</p> <p>1-3 本校の目的及び三つの方針が，社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>
2. 教育組織及び教員・教育支援者等	<p>2-1 本校の教育に係る基本的な組織構成が，本校の目的に照らして適切なものであること。また，教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。</p> <p>2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>2-3 全教員の教育研究活動に対して，本校による定期的な評価が行われていること。また，教員の採用及び昇格等に当たって，明確な基準や規定が定められ，それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また，教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され，資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p>
3. 学習環境及び学生支援等	<p>3-1 本校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され，適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また，ICT環境が適切に整備されるとともに，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集，整理されていること。</p> <p>3-2 教育を実施する上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。</p>
4. 財務基盤及び管理運営	<p>4-1 本校の目的を達成するために，教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており，活動の財務上の基礎として，適切な収支に係る計画等が策定され，履行されていること。また，本校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>4-2 本校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され，機能していること。また，外部の資源を積極的に活用していること。</p> <p>4-3 本校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。</p>

5. 準学士課程の教育課程・教育方法	5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。
	5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
	5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
6. 準学士課程の学生の受入れ	6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。
7. 準学士課程の学習・教育の成果	7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。
8. 専攻科課程の教育活動の状況	8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
	8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
	8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。
9. 研究活動の状況	9-1 本校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。
10. 地域貢献活動等の状況	10-1 本校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。
11. 国際交流等の状況	11-1 本校の国際交流等に関する目的等に照らして、必要な体制及び支援体制が整備され、機能しており、国際交流活動の目的に沿った成果が得られていること。

観点については、「高等専門学校評価基準（機関別認証評価）」（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）の観点を基本とする。